

VIII その他

1 過誤納金還付金(歳出還付)

単位:件,円

区分	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税		3,110	160,394,199	3,293	162,622,600	3,066	198,781,800
個人		2,233	73,071,799	2,503	76,907,000	2,271	124,838,300
普徴		603	26,687,699	678	26,096,500	624	69,089,400
給与特徴		1,339	39,769,100	1,497	43,734,100	1,301	47,904,900
年金特徴		291	6,615,000	328	7,076,400	346	7,844,000
法人		877	87,322,400	790	85,715,600	795	73,943,500
配当割・株式等譲渡取得割		1,091	30,776,434	1,159	41,809,021	987	55,523,184
固定資産税都市計画税		467	34,788,020	415	15,538,200	295	9,170,300
軽自動車税		53	273,600	33	178,000	46	389,100
市たばこ税		2	1,371	1	774	0	0
事業所税		1	135,700	9	351,200	10	4,704,300
計		4,724	226,369,324	4,910	220,499,795	4,404	268,568,684

※個人市民税には県民税を含みます。

※還付金には延滞金額を含んでいません。

2 過誤納金還付加算金

単位:件,円

区分	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税		220	884,400	142	572,600	142	602,100
個人		34	72,600	28	76,200	45	154,900
普徴		20	38,500	6	9,800	21	98,900
給与特徴		10	29,000	14	52,600	16	36,900
年金特徴		4	5,100	8	13,800	8	19,100
法人		186	811,800	114	496,400	97	447,200
配当割・株式等譲渡取得割		0	0	0	0	0	0
固定資産税都市計画税		92	1,056,700	91	438,000	39	172,600
軽自動車税		0	0	0	0	0	0
事業所税		0	0	0	0	0	0
計		312	1,941,100	233	1,010,600	181	774,700

※個人市民税には県民税を含みます。

※還付加算金には延滞金を含んでいません。

3 還付未済額

単位:円

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市 民 税	現年	3,241,544	4,210,423	3,773,356
	繰越	159,519	251,249	228,544
	計	3,401,063	4,461,672	4,001,900
個 人	現年	3,089,944	4,045,323	3,680,856
	繰越	134,319	201,249	203,705
	計	3,224,263	4,246,572	3,884,561
法 人	現年	151,600	165,100	92,500
	繰越	25,200	50,000	24,839
	計	176,800	215,100	117,339
固 定 資 産 税	現年	1,051,284	1,047,466	1,443,667
	繰越	63,145	115,010	85,381
	計	1,114,429	1,162,476	1,529,048
軽 自 動 車 税	現年	44,500	75,800	69,600
	繰越	11,400	0	19,000
	計	55,900	75,800	88,600
特別土地保有税	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	計	0	0	0
市 た ば こ 税	現年	774	0	0
	繰越	0	0	0
	計	774	0	0
事 業 所 税	現年	0	0	0
	繰越	0	0	0
	計	0	0	0
都 市 計 画 税	現年	215,416	247,834	343,333
	繰越	15,255	27,790	20,619
	計	230,671	275,624	363,952
合 計	現年	4,553,518	5,581,523	5,629,956
	繰越	249,319	394,049	353,544
	計	4,802,837	5,975,572	5,983,500

4 徴税費調

単位:千円,人,%

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入額	市	税 (A)	69,218,634	69,057,914	71,074,213
	県	民 税	19,546,773	19,552,066	20,075,061
		計 (B)	88,765,407	88,609,980	91,149,274
徴 税 費	人 件 費	基 本 給	434,493	419,251	406,688
		諸 手 当	293,154	281,692	267,851
		(1) 超 過 勤 務 手 当	43,256	47,500	38,664
		(2) 税 務 特 別 手 当	163	206	193
		(3) そ の 他 の 手 当	249,735	233,986	228,994
		そ の 他	165,869	17,915	23,997
		計 (C)	893,516	718,858	698,536
	需 用 費	旅 費	1,123	1,016	1,123
		賃 金	18,619	0	0
		そ の 他	515,934	519,417	519,907
		計	535,676	520,433	521,030
		報 奨 金 等	5	5	7
		そ の 他	872,161	871,586	979,627
		合 計 (D)	2,301,358	2,110,882	2,199,200
県 民 税 徴 収 取 扱 費 (E)			708,823	721,268	755,057
(D) - (E) = (F)			1,592,535	1,389,614	1,444,143
税 収 入 額 に 対 す る (D)÷(B)			2.59	2.38	2.41
徴 税 費 の 割 合 (F)÷(A)			2.30	2.01	2.03
徴 税 職 員 数 (G)			138	133	136
職 員 一 人 当 り の 人 件 費 (C)÷(G)			6,475	5,405	5,136

5 令和5年度市税の税率

市 民 税	個人	均等割	3,500円（平成26年1月1日～）					
		所得割	一律6%（平成19年4月1日～）					
	法人	均等割 (標準税率)	資本金等の額	柏市従業者数	税率(年額)			
			公益法人等, 人格のない社団等その他市税条例に規定するもの			5万円		
			1,000万円以下	50人以下	12万円			
				50人超	13万円			
			1,000万円超 1億円以下	50人以下	15万円			
				50人超	16万円			
			1億円超 10億円以下	50人以下	40万円			
				50人超	41万円			
			10億円超 50億円以下	50人以下	175万円			
				50人超	41万円			
			50億円超	50人以下	300万円			
				50人超				
			法人	法人税割 (超過税率)	資本金等の額	課税標準額 (分割法人においては 分割前の法人税額)	税率	
					1億円未満の法人	年500万円未満	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
	年500万円以上	6.00%				9.70%		
	1億円以上5億円未満の法人	課税標準額 による違いなし			7.20%	10.90%		
	5億円以上の法人及び保険業法に規定する相互会社				8.40%	12.10%		
	固定資産税	税率	1.40%					
都市計画税	税率	0.30%						
市たばこ税	一級品	(現行) 1,000本につき6,552円						
	旧3級品							
事業所税	資産割	600円(課税標準となる事業所床面積1平方メートル当たり)						
	従業者割	0.25%						

軽自動車税	種別割	原動機付自転車	50 c c 以下		2,000円			
			90 c c 以下		2,000円			
			125 c c 以下		2,400円			
			ミニカー		3,700円			
		軽自動車	二輪		3,600円			
			三輪			※1旧税率	※2新税率	※3重課税率
						3,100円	3,900円	4,600円
			四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
					自家用	7,200円	10,800円	12,900円
				貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
					自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		雪上車		3,600円				
		小型特殊自動車	農耕用		2,400円			
			その他		5,900円			
		二輪の小型自動車		6,000円				
環境性能割		軽自動車税の取得価格に、燃費基準達成度等に応じて決定される税率(非課税, 0.5パーセント, 1パーセント, 2パーセントのいずれか)を乗じた額						

※1 新車新規登録(初度検査)年月が平成27年3月までの車両に適用されます。

※2 初度検査年月が平成27年4月以降の車両に適用されます。

※3 初度検査から13年を経過した車両に適用されます(電気自動車等は除く。)

グリーン化特例(軽課)

平成29年度税制改正により、一定の環境性能を有する軽四輪等(三輪以上の軽自動車)について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)が延長されました。

令和5年度分は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規登録した車両が軽減されます。

軽自動車税(種別割)	車両区分		新標準税額	電気自動車 天然ガス自動車	【乗用】 令和12年度燃費 基準90%達成車	【乗用】 令和12年度燃費 基準70%達成車
		三輪		3,900円	1,000円	2,000円
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	-	-
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	-	-
		自家用	5,000円	1,300円	-	-

6 令和5年度税務事務分掌

課 名	担 当	分掌事務
債権管理課	債権管理担当	1 未収債権の管理及び処分に関する事(未収債権に係る訴訟に関する事を含む。) 2 未収債権に係る調査及び総合調整に関する事。 3 未収債権の徴収及び滞納整理に係る調整に関する事。 4 未収債権(市長が別に指定したものに限る。)の徴収及び滞納整理に関する事。
収納課	総務担当	1 税務の調整に関する事。 2 納税思想の啓発に関する事。 3 税務関係の報告の総括に関する事。 4 所管業務に係る出先機関との連絡調整に関する事。 5 固定資産評価審査委員会に関する事。
	収納管理担当	6 市税の調定に関する事。 7 市税(国民健康保険税を含む。以下この表において同じ。)の収納に関する事。 8 市税の督促状に関する事。 9 市税の過誤納金の充当及び還付に関する事。 10 県民税に係る徴収金の徴収受託事務に関する事。 11 市税の口座振替に関する事。 12 納税証明(滞納処分の証明を含む。)に関する事。
	滞納整理担当	13 納税促進センターに関する事。 14 市税の催告、財産調査及び滞納処分に関する事。 15 差押財産の公売に関する事。 16 市税の不納欠損に関する事。

課名	担当	分掌事務
市民税課	諸税担当	1 税制の調査研究に関すること。 2 税務の予算及び決算の総括に関すること。 3 税務関係資料の収集及び統計調査に関すること。 4 公簿の閲覧及び証明に関すること。 5 ふるさと寄附金に関すること。 6 法人市民税の賦課に関すること。 7 軽自動車税の賦課に関すること。 8 市たばこ税の賦課に関すること。 9 事業所税の賦課に関すること。 10 入湯税の賦課に関すること。 11 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関すること。
	普通徴収担当	12 個人市県民税(特別徴収に関するものを除く。)の賦課に関すること。
	特別徴収担当	13 個人市県民税(普通徴収に関するものを除く。)の賦課に関すること。
資産税課	賦課管理担当	1 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 2 償却資産の調査及び評価並びに固定資産税の賦課に関すること。 3 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 4 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。 5 固定資産評価員の庶務に関すること。 6 公簿の閲覧及び証明に関すること。 7 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
	土地担当	8 土地の調査及び評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 9 土地使用図の修正整備に関すること。
	家屋担当	10 家屋の調査及び評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
沼南支所	市税担当	1 税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の証明に関すること。 2 税の収納に関すること。 3 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 4 個人市民税及び法人市民税の申告等の受付に関すること。 5 固定資産税及び都市計画税の申告等の受付に関すること。

※課の庶務は、各課の筆頭担当が分掌する。

7 令和5年度税務職員数

単位:人

機構		区分	部長	次長	課長	副参事	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計	
財政部 (部長1人)	債権管理課 (6人)	職員数			1		1	2	1		1		6	
		債権管理担当					1	2	1		1		5	
	収納課 (35人)	職員数			1	2		9	1	4	14	4	35	
		総務担当						2		1	2		5	
		収納管理担当						4			2	2	8	
		滞納整理担当						3	1	3	10	2	19	
	市民税課 (41人)	職員数		1		1	2	6	4	5	14	8	41	
		諸税担当				1		3	1	2	3	1	11	
		普通徴収担当					1	1	2	1	5	6	16	
		特別徴収担当					1	2	1	2	6	1	13	
	資産税課 (35人)	職員数			1	1	1	6	2	6	10	8	35	
		賦課管理担当						3		2	5	1	11	
		土地担当						1	1	2	2	3	9	
		家屋担当						2	1	2	3	4	12	
	小計 (118人)			1	1	3	4	4	23	8	15	39	20	118
	沼南支所	市税担当(6人)			1	1		1		2	1		6	
税務担当職員総数 (124人)			1	1	4	5	4	24	8	17	40	20	124	

※令和5年4月1日時点の数値です。

※統計方法が異なるため、徴税費調とは数値が異なります。

※再任用職員(フルタイム・短時間勤務)を含みます。